

米国 TSCA 副生成物 PFAS の取り扱いに注意 (重要新規利用届出 (SNUN) 提出の対象となる可能性あり)

米国環境保護庁 (EPA) は、2021 年 10 月にパーフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル化合物 (PFAS) 戦略ロードマップを発表しました。その中で EPA は各企業が PFAS の同意指令および重要新規利用規則 (SNUR) における規制要件を確実に遵守するために、これらの要件の追跡・実施に関する取り組みを改善する計画を表明しました。

その後 2022 年 3 月、EPA はフッ素化高密度ポリエチレン (HDPE) 容器および類似のプラスチック (フッ素化ポリオレフィン) の製造・輸入者、加工者、流通業者、ユーザーおよび廃棄する者に対し、これらの容器中に副生成物として生成された PFAS が存在する場合、TSCA に違反する可能性があることを通知するレターを送付しました。

<PFAS の SNUR に基づく要件についての注意点>

- ・ ポリオレフィンのフッ素化による特定の PFAS (長鎖パーフルオロアルキルカルボキシレート (LCPFAC) の SNUR (40 CFR § 721.10536) に定義される長鎖 PFAS を含む) の製造は、重要新規利用とみなされる。
※重要新規利用届出 (SNUN) を提出しない限り、製造は許可されない。
- ・ フッ素化工程によりポリオレフィン中に存在する LCPFAC は、製造工程における副生成物と考えられる。フッ素化ポリオレフィンの製造中に生成され、個別の商業目的を持たないため副生成物の定義 (40CFR §720.3(d)) に該当。しかし、SNUR の副生成物免除 (40CFR §721.45(e)) の要件を満たさないため、SNUN 提出の対象となる。

ここがポイント💡

- ・新規物質届出と重要新規利用届出の免除要件は一部が異なります。
 - ・副生成物においては以下の通り異なります。
- ⇒副生成物として生成される物質に SNUR が発行されている場合、該当の SNUR の遵守が必要となりますのでご注意ください。

<副生成物の届出免除の有無>

	新規物質届出 (PMN 等)	重要新規利用届出 (SNUN)
商業目的が焼却・廃棄・抽出のみ	免除 (§720.30(g))	免除 (§721.45(e))
商業目的に使用されない	免除 (§720.30(h)(2))	免除なし

TSCA 対応について、お困りのことがございましたら次ページのお問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

参考：

EPA | EPA Continues to Take Actions to Address PFAS in Commerce

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-continues-take-actions-address-pfas-commerce>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門 環境・健康・安全評価センター

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TNビル 5 階

HP : <https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>